

犯収法施行規則の改正に係るパブリックコメント開始につきまして

個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法において新たな規定等することとなりましたので、それに関する改正につきまして、パブリックコメントを開始されたとの連絡がありましたので、会員企業様にもご共有いただけますと幸いです。

パブリックコメントは5月9日から6月7日までとなっております。詳細につきましては、下記 URL 先をご参照いただきますよう、お願いいたします。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&Mode=0&id=120250007>

経済産業省 製造産業局